

## 社会福祉法人紀宝町社会福祉協議会 職員研修規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人紀宝町社会福祉協議会（以下「本会」という。）職員の研修（以下「研修」という。）に関する事項を定め、全職員が本会の基本方針を真に理解し、強い責任感と信念で地域住民の福祉の向上に努め、あわせて本会の発展に寄与することができる職員の資質向上を図ることを目的とする。

### (方針)

第2条 基本理念を十分に認識し、業務遂行に必要な知識の向上、技能を習得させ能力の向上を図る。

2 優れた創造力と合理的判断力、併せて旺盛な実行力を涵養し、積極的な指導力を有する職員を養成する。

### (方法)

第3条 研修は以下の各号の方法によるものとする。

- ①職場内研修
- ②事業別研修
- ③総合研修
- ④その他の研修

### (研修委員会)

第4条 研修を組織的、統一的かつ効果的に実施する為に研修委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (構成)

第5条 委員会の構成は、次のとおりとする。

- ①委員長 1 名
  - ②副委員長 2 名
  - ③委員 若干名（3名程度）
- 2 委員長は、事務局長とし、委員長は委員会を統括する。
- 3 副委員長は事務局次長とし、委員長を補佐する。
- 4 委員は、委員長が任命する。
- 5 委員の任期は2年とする。

### (機能)

第6条 委員会は、以下の各号に定める事項を行う。

- ①事業研修の年次計画及び職場内研修の基本方針に関する事項
- ②職場内研修の推進に関する事項
- ③その他研修に必要とする事項

### (開催)

第7条 委員会は、随時委員長が招集して開催する。

### (実施)

第8条 研修は、職場における日常業務の実践課程において、社協の方針の基にすべての先輩は、すべての後輩の指導する責任と義務がある職場内研修を基本とし、その他職域に応じた集合研修、通信教育および社外研修をもって、これを補完する。

(責任者)

第9条 所属長は、所属職員の研修に関し、総括責任を負う。

(実施細則)

第10条 この規程に定めるものの他、研修の実施に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

委員は、職員の服務規律及び秩序維持並びに職員の制裁及び解雇処分に関する事項について、会長の諮問により必要な事情調査及び審議にあたる。

附 則 この規程は平成18年1月10日から施行する。